

日弁連国第80号

2009年1月27日

外国法事務弁護士名簿未登録の外国弁護士資格者を雇用されている

弁護士及び外国法事務弁護士 各位

日本弁護士連合会

会長 宮 崎 誠

(公印省略)

法律事務に従事する外国弁護士資格者(アソシエイト等)の

外国法事務弁護士名簿への登録について(要請)

当連合会は、外国法事務弁護士名簿未登録の外国弁護士資格者を雇用されている弁護士及び外国法事務弁護士各位に対し、下記事項を要請いたします。貴殿の所属する事務所におかれてもご対応をお願いいたします。

記

ご承知のとおり、当連合会は、2005年9月9日付「いわゆる外弁法改正による外国法事務弁護士の共同事業の届出及び共同経営者(パートナー)の外国法事務弁護士登録について(要望)」と題する書面にて、外国法事務弁護士未登録の外国弁護士資格者であるパートナーがおられるときは、速やかに外国法事務弁護士の資格承認・登録をしていただくよう要望しました。その結果、各位のご理解の下、パートナーとして業務を行っている多くの外国弁護士資格者の方が外国法事務弁護士の資格承認を受けて登録をされました。

弁護士法第72条は、弁護士又は弁護士法人でない者が報酬を得る目的で法律事務を取扱い、又はその周旋をすることを禁止しています。当連合会に登録した外国法事務弁護士については、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(「外弁法」といいます。)第6条第2項により弁護士法第72条の適用が除外されていますが、外国法事務弁護士として未登録の外国弁護士資格者が報酬を得る目的で業として法律事務を取扱い又はその周旋をすることは、た

とえその者の資格国法にかかる法律事務であっても（日本法又は資格国法以外の法律事務である場合はもちろんのこと）、弁護士法第 72 条に違反することとなります。そして、法律事務にあたるかどうかは、その業務を行う者の肩書・地位にかかわらず、業務の実質から判断されます。よって、未登録の外国弁護士資格者がパートナーではなくアソシエイト、アシスタント、アドバイザー、コンサルタント、オフカウンセル等の肩書・地位の者であっても、その業務の実質が法律事務であるときは、弁護士法第 72 条に違反することとなります。

したがって、各位が所属する事務所において、外国法事務弁護士未登録の外国弁護士資格者で法律事務にあたる業務に従事しようとしている方がおられる場合には、パートナー、アソシエイト、アシスタント、アドバイザー、コンサルタント、オフカウンセル等の肩書の如何を問わず、速やかに外国法事務弁護士の資格承認申請・登録をしていただくようお願いいたします。なお、当然のことながら、登録により従事できる法律事務は、あくまで資格国法及び指定法にかかる法律事務のうち外弁法第 3 条で制限されないものに限りです。

弁護士職務基本規程第 19 条及び外国特別会員基本規程第 30 条の 2 により、弁護士及び外国法事務弁護士には、事務所で働く弁護士又は外国法事務弁護士以外の者（外国法事務弁護士の登録をしていない外国弁護士資格者を含む）が違法又は不当な行為をしないように指導及び監督をする義務が課されています。よって、弁護士事務所又は外国法事務弁護士事務所で、未登録の外国弁護士資格者が法律事務を行っている場合には、その事務所の弁護士及び外国法事務弁護士も指導監督義務の違反となり得ますのでご注意ください。

なお、「外国弁護士の雇用の届出に関する規程」（平成 7 年 5 月 26 日会規第 37 号）により、弁護士、弁護士法人又は外国法事務弁護士が外国弁護士資格者を雇用する場合には、契約の形式にかかわらず、雇用する者の氏名又は名称等、雇用される者の氏名、生年月日、国籍、国内の住所、資格取得国名及び資格取得年月日、雇用年月日を当連合会に届け出なければならず、届出に係る事項の変更や雇用の終了についても速やかに届け出なければならないこととされています。

したがって、各位が所属する事務所において、雇用の届出が未了である被雇用の外国弁護士資格者がおられる場合には、速やかに上記規程に従い雇用に関する届出をするようお願いいたします。

以上の点について再確認をいただき、外弁法、弁護士法の諸規定の遵守を改めて徹底いただくとともに、所要のご対応をお願いいたしたく、要請いたします。

以上

【問い合わせ先】日本弁護士連合会国際課 03 - 3580 - 9741 (直)